

地域包括支援センターの職員配置について

地域包括支援センターの人材確保が困難となっている状況を踏まえ、令和6年4月1日に介護保険法施行規則が改正され、地域包括支援センターの職員の配置基準が改められたことに伴い、堺市でも地域包括支援センター職員の配置基準について見直しを行う。

【介護保険施行規則改正の内容】

センターに置くべき常勤の職員について、運営協議会で必要と認める場合は、常勤換算方法によることができることとする。

【堺市での対応案】

現在、センターに配置する3職種（主任介護支援専門員、社会福祉士、保健師）については常勤で配置することを求めているが、人材確保が困難となっている現状を踏まえ、欠員が生じ、常勤職員での補充が困難な場合は、常勤換算方法による欠員の解消を可能とする。

【常勤換算方法の実施条件】

- ・非常勤職員を配置する場合は、2名で常勤換算1名以上を満たすこと。

【常勤換算方法の計算の参考例】

(ア) 非常勤職員の合計労働時間 ÷ (イ) 常勤職員の1か月の労働時間 = (ウ) 常勤換算人数

(ア) 非常勤職員の合計労働時間

非常勤職員 A が週 16 時間、B が週 24 時間働く場合、1 か月の労働時間はそれぞれ 64 時間（16 時間×4 週）、96 時間（24 時間×4 週）合計で 160 時間

(イ) 常勤職員の1か月の労働時間

当該地域包括支援センターにおいて常勤職員が勤務すべき1週間の労働時間が40時間の場合、1か月の労働時間は160時間（40時間×4週）

(ウ) 常勤換算人数

常勤換算人数 160 時間 ÷ 160 時間 = 1.0 人